

議案第68号

東京都板橋区立ハイレイフプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立ハイレイフプラザ条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立ハイレイフプラザ条例（平成13年板橋区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「12月30日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月3日」に改める。

別表ホールの部全面利用の場合の款中「14,600円」を「19,000円」に、「22,500円」を「24,900円」に、「25,000円」を「28,100円」に改め、同部分割利用の場合の款Aホールの項中「5,600円」を「7,800円」に、「8,600円」を「10,100円」に、「9,600円」を「11,400円」に改め、同款Bホールの項中「3,600円」を「5,000円」に、「5,700円」を「6,700円」に、「6,300円」を「7,600円」に改め、同款Cホールの項中「2,700円」を「3,800円」に、「4,200円」を「5,000円」に、「4,600円」を「5,700円」に改め、同表会議室の部中「1,300円」を「1,800円」に、「2,300円」を「3,200円」に、「2,500円」を「3,500円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。)以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日(以下「基準日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

休業日を変更し、使用料の額を改定する必要がある。